

經濟論叢

第106巻 第6号

-
- 大企業の生産構造 (1)……………堀 江 英 一 1
- 高度成長における貯蓄と投資……………永 友 育 雄 27
- アメリカ農業資本主義化の最近の傾向
(1959年～1964年)……………中 野 一 新 45
- 社会主義的「商品」説の
主要論点と古典……………青 木 國 彦 68

經濟論叢 第105巻・第106巻 総目録

昭和45年12月

京都大學經濟學會

社会主義的「商品」説の主要論点と古典

——直接に社会的な労働の社会主義的特殊性 (2)——

青 木 國 彦

社会主義的特殊性 (いわば高度な共産主義に比しての) を「商品」性として把握しようとする試みは、いづれの形にせよ、無理あるいは自家撞着に陥いらざるをえない。前稿においては、そのことを主として論理の運びの問題として、全体像のゆがみとして明らかにした。本稿においては、個々の主要論点をマルクス主義の古典的命題にてらして検討する。なお、前稿は直接に社会的な労働 (すくなくとも国有セクターではそうだと思われてきた) の現実性または非現実性を「商品」説がどのように把握するかを主題としていたので、当然、非「所有の2形態」説的、いわば所有捨象的「商品」説がとりあげられた。しかし本稿では「所有の2形態」という定式化そのものも検討されねばならない。

I 「社会主義的社会的所有の2形態」論と古典

よく知られているように、かつては「商品」説の中で、社会主義段階あるいは社会主義社会の一定の段階には、生産手段の社会的所有に2つの形態、すなわち国家的所有と協同組合的集団的所有とが存在し、両者をとりむすぶ関係は商品交換の関係である、という見解が有力であった。現在でも根強く主張されている。まず、現在有力ないわば所有捨象的「商品」説がこれをどのように批判するのかをみよう。長砂氏による次のような批判が包括的で、よく整理されているだろう。

「(1)最初は国家的所有形態のみがおこなわれる社会主義ウクライドにもすでに内在する非本来的商品生産を説明しえないし、(2)社会主義段階における国家

V 結 論

これまでアメリカ農業の近年の動向をセンサス資料を中心に分析してきたが、そこでの結論を前稿での結論とかかわらせて今一度要約しよう。

第一に、合衆国の最大規模の巨大農場はこの5年間急速に成長しており、可変資本(賃労働)の集積度は27~30%から36~40%へ、不変資本のうち固定資本としての機械は3~15%から4~24%へ、流動資本としての肥料は10%から16%へ上昇しており、これらの資本を投入して生産される農産物の集積も16%から24%へ上昇している。農産物を4万ドル以上販売するクラスI農場全体では、賃労働の58~61%、機械の12~38%、肥料の32%を集積して農産物の43%を生産している。巨大農場を中心に大経営の集積は不断に進んでおり、アメリカ農業の非資本主義的発展を主張する近説の期待に反して、現代アメリカ農業は資本主義的な農業発展の道を歩んでいる。

第二に、近年のアメリカ農業は主として集約的に、耕地の量の拡大によってではなく、耕地の質の改善、一定面積の土地に投下される資本額の増大によって発展しており、これこそが現代アメリカ農業の資本主義的発展の主要な進路になっている。

第三に、農業の集約的・資本主義的発展という点で太平洋岸諸州は現代アメリカ農業の最先進地域であり、近説が最先進地域と主張する中西部でもこの5年間、農業の集約化・資本主義化が不断に進行しているが、他地域とりわけ太平洋岸諸州に較べて後進的な位置にある。また、かつての最先進地域東北部でも巨大農場を中心に高度に資本集約的な都市近郊農業が発展しているが、激しい都市化の影響をうけて、合衆国農業全体の中での地位はますます後退している。

的・全人民的所有の指導的・規定的役割から問題を出発させていないし、(3)国家的・全人民的所有の内部における非本来的商品生産の必然性を、本来の「所有の2形態」説の論拠とは異質的な別の論拠——物質的刺激の必要性、企業の孤立性、個人的所有——によって説明する多元論におちいっており、(4)社会主義的な単一の国家的・全人民的所有の確立とそこにおける非本来的商品生産の存在との理論的および現実的可能性は否定されえないにもかかわらず、単一の全人民的所有の確立＝共産主義の最高段階への到達＝あらゆる商品生産の消滅、といった誤った構想に立脚しており、(5)経済諸関係、生産諸関係を、異なった所有諸形態間の相互関係に還元・矮小化する方法論に立脚している、などの点で多くの欠陥をもっている。」¹⁾

(1)から(4)までは基本的には「商品」説内部の優劣の問題であって、「商品」説がなりたたなければこうした批判も意味がない(ただし、社会主義的な単一の全人民的所有がありうるということなど正しいことが含まれている)。それに、(4)は、この叙述が直接にはオストロヴィーチャノフらを念頭において書かれたものだから、金日成らに妥当しないのはやむをえないとしても、(2)が必ず妥当するとはおもえない。(3)についても、(3)独自の問題があるが、それは本節全体にかかわっている。

従って、主な、根本的な批判は(5)だといえよう。(5)は「所有」に対する批判である。

長砂氏は、ブルードン批判を中心とするマルクスを「所有関係は、広義においては生産関係の総体つまり経済的土台であり、狭義においては生産関係の法律的表现である」と総括し、そこからスターリンらの「所有関係・形態が生産関係の一構成部分である、とする立場」を批判し、「非本来的商品生産」の説明は「異なった所有形態の存在や『占有』」などの「商品諸関係の法制的表象から解放され」ねばならない、と言う²⁾。

1) 長砂實、「社会主義経済法則論」1969年、121 ページ。傍点——原文。

2) 同上、88 ページ、125 ページ。

この主張はかなり広く共有されている。W. ベルガーと O. ラインホルトも「生産手段の社会主義的所有の法律的特徴形態（国家的所有と協同組合的所有としての）は従属的な意味しかもたない」³⁾ と考える。何故なら「マルクス・レーニン主義のクラシッカーは常に物質的生産とその経過の中で生じる諸階級間および各階級内部の社会的諸関係から出発した。資本主義的生産における取得という場合マルクスはまずこの過程の法律的特徴（＝資本主義的所有の法律的特徴——引用者）ではなく、法律的特徴の中で資本主義的生産諸関係が常に新たなより高い段階で再生産されるところの資本家と労働者の経済的、社会的諸関係を理解した」⁴⁾ のだから。法律的所有形態から出発するなら、固定的考察方法になる⁵⁾。従って「社会主義的所有という場合、われわれは、法律ではなく、経済の意味において、社会主義的再生産過程における取得の過程として理解している。」⁶⁾

シクも「スターリンの議論の基礎的誤りは所有自体の形而上学的理解にある」⁷⁾ とし、所有の差異は取得方法の差異、より深くは各個人・各決定機関の利害や目的の差異を前提しているのだから、利害関係の分析から出発しなければならないと言う。

最近有力な「商品」説による 2 形態論的「商品」説批判は、結局こうしたことである。「所有」という言葉についてのこうした解釈には若干の問題もあるが、さしあたり、法律にかかれていることだけでことが把握できるとはかぎらないというかぎりでは是認できるだろう。ただ、ブルジョア法と社会主義法との差異は念頭におくべきだろう。社会主義社会においても立法が常に正しくなされるとはかぎらないし、「法諸関係は相対的独自性をもつ」⁸⁾ けれども、「搾

3) W. Berger, O. Reinhold, *Zu den wissenschaftlichen Grundlagen des neuen ökonomischen Systems*, 1966, S. 93.

4) *Ebenda*, S. 67. 傍点——引用者。

5) *Ebenda*, S. 69.

6) W. Berger, O. Reinhold, „Ökonomische Gesetze und ökonomische Triebkraft in der sozialistischen Gesellschaft“, *Einheit*, 1967, H. 1, S. 19, 傍点——原文。

7) O. Šik, *Plan and Market under Socialism*, 1967, p. 26.

8) Autorenkollektiv, „Sozialistisches Eigentum an den Produktionsmitteln—die Weiterent-

取者秩序とは異なり、経済的諸関係とそれを反映する法との統一（すなわち原則的、意識的かつ誰にとっても透視可能な一致）が可能である⁹⁾り、最大限一致させねばならない。

だが、「社会的所有の2形態」論の最も根本的な問題は、国家的所有と協同組合的所有とを安易にともに「社会主義的社会的所有」として定式化することにある。この点では、所有捨象的「商品」説も同じ、むしろより安易である。何故なら、ともに社会主義的だと前提するからこそ「2形態」が従属的意味しかない法律的表现だとみえるのだからである。つまり「法律的表现」としての所有だけでなく、国家的所有と協同組合的所有との間には「生産諸関係の総体」としての所有の差異があるのかどうかという問題意識が事実上すてられてしまった。

「2形態」論の典型である「経済学教科書」は、「国家的所有の形態と協同組合的・コルホーズ的所有の形態とは、また国营企業と集団経営とは、その社会的性質からすればおなじ型のものである」とし、生産手段の社会主義的社会化や計画性をもった経営などの共通点をあげ、ただ両者の間には「生産の社会主義的社会化の程度のちがいに」とづく、ある種の相違点がある¹⁰⁾とする。同書が列挙する相違点は「社会的性質」の差異を含まないだろうか。相違点の定式化は正しくされているだろうか。「社会的性質」はいかなる視点でみられるべきか。

社会主義建設における農業・農民問題の解決のための基礎的な示唆は、いうまでもなくエンゲルスの次の言葉である。農民経営の「破滅に対してわれわれは、この場合も、協同組合的経営への諸財の併合を推薦すること以外になく、この経営の場合には賃労働の搾取がますます除去され、大きな全国的生産協同

wicklung der sozialistischen Eigentumsverhältnisse in der DDR (Thesen)“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1969, H. 7, S. 967.

9) *Ebenda*, S. 966.

10) *Политическая экономия, учебник, 4-е переработ. и доп. изд.*, 1962, 「経済学教科書」第4版, 合同出版, 第3分冊, 649ページ, 傍点——引用者。

組合の同等の権利・義務をもつ諸部門への漸次的転化が導入されうる。」¹¹⁾ よく注意せよ。勤労者の政治権力と国有セクターがあれば「協同組合は社会主義的な経済形態になる」¹²⁾ とか「マルクスとエンゲルスは1つの分野、農業にのみグループ的所有を明示的に有効だとした」¹³⁾ とかいう単純な解釈は許されない。

農民を協同組合に導き、節約された労働に仕事を保証することの意義は、「彼らを経済的によりよい状態におき、そして同時に、農民協同組合を漸次的により高い形態に移し、協同組合全体およびその個々の成員の権利と義務を大きな共同体の他の部門のそれと等しくするために、必要な影響力を社会全体の指導に保証する」¹⁴⁾ ことにある。協同組合はそのものとしては、農民経営を社会主義的経営に改造するための有効な形態ではあるが、それ以上のものではなく、大きな全国的生産共同体の中で同等の権利・義務をもつ諸部門の1つにまで転化してはじめて社会主義(広義共産主義)的質になるのである。何故なら、「諸協同組合の全体が全国的生産を1つの共同の計画によって調整し(regeln)、それとともにそれを自分の指導(Leitung)のもとにおきそして資本主義的生産の宿命である不断の無政府性と周期的座撃を終らせる場合には——諸君、それこそが共産主義」¹⁵⁾ なのであり、そのためには全国の各経営が同等の権利・義務をもっていなければならないからである。

「経済学教科書」にとって国家的所有と協同組合的所有とが「同じ社会的性質」にあるのは、両者が搾取を除去し、生産手段をある個人の所有にはしていないということである。しかし、いわゆる「社会的規模での私的所有」¹⁶⁾ ということもありうるのであって、「社会的所有」という場合の社会の規模は、社会主義・共産主義社会においては、社会的再生産をなす諸連関の全体、すくな

11) F. Engels, Die Bauernfrage in Frankreich und Deutschland, *Marx-Engels Werke* (以下 *MEW*), Bd. 22, S. 503, 傍点——引用者。

12) 「経済学教科書」前掲書, 571-572 ページ, 傍点——原文。

13) H. Nick, „Was heißt ‚marktwirtschaftlicher Sozialismus‘?“, *Einheit*, 1968, H. 11, S. 1313.

14) F. Engels, *a. a. O.*, S. 500, 傍点——引用者。

15) K. Marx, Der Bürgerkrieg in Frankreich, *MEW*, Bd. 17, S. 343, 傍点——引用者。

16) 参照: 長砂寅, 前掲書, 116-117 ページ。

くとも国民経済的な規模として考えられねばならない。協同組合的に「社会的
所有」が存在していても、それが全国的生産の同等の権利と義務をもつ部分で
ないなら、それを社会主義的社会的所有の1形態ということとはできない。

たとえば「経済学教科書」やスターリンが言うように「国家が処理できるの
は国家企業の生産物だけであって、コルホーズの生産物はコルホーズだけが自
分の生産物としてこれを処理している」¹⁷⁾のであれば、コルホーズを同等の部
分とみることはできないであろう。

もちろん、実際には、社会主義ウクライナの成立と発展、労働者階級と工業
による農民経営への指導・支援によって、協同組合は質的に高まり、しだいに
全国的生産の同等の権利と義務をもつ部分要素に転化されていく。現在の社会
主義諸国においては、多くの場合、協同組合は完全に同等の権利と義務をもつ
部分要素への発展の過程にあり、社会的再生産における権利・義務の差異の側
面と同等の側面とを、すなわち「グループ的取得の性格と社会的取得の性格と
を同時にもっている」¹⁸⁾といえるだろう。いづれの側面が主要であるかは、も
ちろん具体的態様の詳細な分析が必要である。だが、差異の側面は決して社会
主義的質ではなく、遺物=異物だということがはっきりおさえられねばならな
い。

「社会主義的所有の2形態」論は、まず同等の側面のみによって協同組合を
とらえ、差異の側面を質的差異としてではなく、程度の差異として位置づける
誤りをした上で、さらに「商品」問題にふみこむやいなや差異の面を強調する。
協同組合がまだ完全には国有経営と同等の社会的再生産上での権利と義務をも
つにいたっていないことは非社会主義的質の残存を意味し、単なる「形態」・
「法律的表现」の相違以上のものである。なお「法律的表现」についていえば、
「社会主義的所有を反映する法諸関係（成文化されたおよび成文化されていない法
律的な Gesetze, Normen, Regelungen）は、システムおよびプロセスとしての取

17) И. Сталин, *Экономические проблемы социализма в СССР*, 1952, стр. 16, 「スターリン戦後著作集」225ページ。参照：「経済学教科書」前掲書、775ページ。

18) Autorenkollektiv, a. a. O., S. 965.

得、社会主義的所有のさまざまな形態を、それらの統一と本質同一性において、しかし同時にそれらの多様性と区別においてとらえていなければならない¹⁹⁾ (ここでの「社会主義的」は厳密に正確ではないが) し、1つの法律または憲法の1条項のみによって即断しなければ、基本的にはそうなっているのではなかろうか。

現段階の社会主義諸国を特徴づける場合、「生産手段の社会主義的所有の2形態の存在」ではなくて、生産手段の社会主義的社会的掌握(すべての個別経営とその全成員が、社会的再生産上の同等の権利と義務をもって1つの大きな生産共同体をなすこと)の部分的未成立(国有経営と協同組合経営との間に存在する社会的再生産上の権利・義務の一定の差異、ならびに私的経営の残存)である。生産手段の社会的掌握がまだおよんでいないところで生じうる商品生産については、まさに遺物=異物の問題として、たとえば金日成が彼の国の農民市場についてしたように、何故残存しているか、すぐになくせるかどうか、なくすにはどうすればよいか、社会主義的諸関係の規定的役割を貫徹させながら両者をどのように「調和」させるか、等々の内容で検討すればよいのであって、それ以上ではない。「商品」説はこの問題と直接に社会的な労働の社会主義的特殊性の問題とを實際上区別していないために種々の混乱を生みだした。

多くの論者がいわゆる「ユーゴスラビア型」を批判しながら、その論理を協同組合・コルホーズに適用しないのは不思議である。

われわれも社会主義社会の経済的社会構成の研究にあたっては、「所有の2形態」を捨象するが、それは「法律的表现」だからではなく、非社会主義的質の捨象のためである。

ところで、現在「生産手段の社会的所有」という言葉が広く使われている。たしかにマルクスやエンゲルスもこの表現を部分的には使ったようだが、基本的には、「土地および労働自体によって生産される生産手段」に対しては「共同占有 *Gemeinbesitz*」あるいは「社会による掌握 *Besitzergreifung durch die*

19) *Ebenda*, S. 966.

Gesellschaft」を使い、個人的消費手段に対しては「個人的所有 individuelle Eigentum」を用いた²⁰⁾。「より高度な経済的社会構成の立場からは」「一社会全体、一国、いな同時代の全諸社会をいっしょにしたものさえ土地の所有者 (Eigentümer) ではない。それらはただ土地の占有者 (Besitzer)、用益者 (Nutznießer) であり、よき家父として次の世代に土地を改良して伝えねばならない」²¹⁾ という意味で、すなわち、そこでは土地と生産手段が「自由で協同的な労働の純然たる道具」²²⁾ になるという意味で、生産手段には Eigentum でなく Besitz を使った。この示唆の内容は重要であり、「社会的所有」という用語を使う場合にも十分に意識されねばならない。

II 生活手段としての労働と生活欲求としての労働

よく知られているように、マルクスは「ゴータ綱領批判」の中で、共産主義社会のより高い段階の特徴として、他のいくつかのメルクマールとともに、「労働が生活のための手段であるだけでなく、労働そのものが第1の生活欲求になっ」²³⁾ ているということをあげた。このことに依拠して、現在では、かなりの論者が「労働がまだ第1の生活欲求ではなく、基本的には生活の手段でしかない」という逆の規定を高度共産主義社会に対する社会主義的特殊性解明の鍵にしている。具体的には、社会主義的生産物の経済的形態を規定するための直接的契機として位置づけられたり、「労働に応じた分配」の必要性の直接の理由の1つにあげられたりしている。

マルクスの命題は重要な内容を含んでいるが、少なくともこの逆の規定は、生産物の形態規定や分配原則の直接的契機ではない。生産物の経済的形態規定は、前稿でふれたように、「労働が『社会的』労働力の支出として存在するかぎりでの労働の社会的性格」²⁴⁾ を基本的な契機としており、また「分配は、その決

20) Vgl.; K. Marx, Das Kapital, Bd. I, MEW, Bd. 23, S. 791, und F. Engels, Anti Dühring, MEW, Bd. 20, S. 122, 264, 288, u. a.

21) K. Marx, Das Kapital, Bd. III, MEW, Bd. 25, S. 784.

22) K. Marx, Der Bürgerkrieg in Frankreich, MEW, Bd. 17, S. 783.

23) K. Marx, Kritik des Gothaer Programms, MEW, Bd. 19, S. 21.

定的な諸特徴にかんしては、いつでも、ある特定の社会の生産および交換の諸関係と、この社会の歴史的先行諸条件との必然的な結果なのである」²⁵⁾が、生活の手段でしかないということでの労働の性格は、特定社会の生産と交換の諸条件としてはあまりに一般的な契機である。

生活手段—生活欲求次元での労働の性格を問題にするにあたっては、第1に生活の手段としての労働の性格のもつ意味と位置付け、一般的性格か特殊歴史的な性格かということに、第2に生活欲求としての労働とは何か、そして労働以外の生活と労働との間のかかわりはいかなるものか等々に十分な考慮がはわれねばならない。

まず明らかなことは、人間にとって労働は、いかなる社会構成においても、そのものが生活であるとともに、人間の諸欲望充足、自己目的としての人間の力の発展、すなわち生活のための手段である。「未開人が、自分の欲望を充足するために、自分の生活を維持し再生産するために、自然と格闘しなければならないのと同じように、文明人もそうしなければならないのであり、しかもあらゆる社会形態のなかで、そして考えられるかぎりあらゆる生産様式のもとでそうしなければならないのである。」²⁶⁾

労働が生活の手段であるということは、こういうことであり、それ以上でも以下でもないところの労働の一般的性格である。高度共産主義においても、人間生活にとっての労働の基本的性格は、まず生活の手段であり、自己目的としての人間の力の発展ではなく、そのための手段・基礎として外的な合目的性に規制されているのである。マルクスはそのことを「自由の国」(自由時間)と「必然性の国」(労働時間)との問題として次のようにはっきりと語っている²⁷⁾。本来の物質的生産の領域は、生活の維持・再生産のために不可欠な自然との格闘の領域として自然必然性の国であり、自己目的とみなされる人間の力の発展

24) K. Marx, Randglossen zu Adolph Wagner, MEW, Bd. 19, S. 375. 傍点——原文。

25) F. Engels, Anti Dühring, MEW, Bd. 20, S. 142.

26) K. Marx, Das Kapital, Bd. III, MEW, Bd. 25, S. 828. 傍点——引用者。

27) *Ebenda*.

たる真の自由の国は、窮迫 (Not) と外的な合目的性によって規定されるところの労働がなくなる所で、すなわち「必然性の国」の彼岸に、しかし「必然性の国」を基礎としてその上のみ開花しうるのである。「自由の国」の開花にとって労働時間の短縮が根本条件である、と。一部の論者は「自由の国」と「必然性の国」とを時系列的にとらえ、「この『真の自由の国』こそが共産主義社会の高度の段階である」²⁸⁾と解釈したり、高度共産主義においては労働が何ら外的目的に規制されず単なる人間の内的欲求の実現になるかのような印象を与えたりしているが、それは正しくない。高度共産主義においては「自由の国」が豊かに開花する(し、それが「必然性の国」に反作用する——後述)が、それは「必然性の国」の豊かな社会的共同的生産性と労働日の短縮の上にのみなりたち、より発展した「必然性の国」を前提しているのである。他方、初期の共産主義社会においても「自由の国」は存在し、それが共産主義社会発展の原動力であり、はじめは不十分であってもできるかぎり拡大していかなばならないものである。何故なら、「自由の国」、自由時間において、外的な目的に規制されない自己目的としての人間の完全な発展がなされ、それは余暇時間であるとともにより高度な活動のための時間²⁹⁾なのであるから。

労働の生活手段性は、人間と労働、自然と人間の関係として労働の一般的性格であり、個々の労働が相互に等価交換を必要とするかどうか、等価性が事後的・平均的なものか意識的なものか、等々のことをそれからひきだすことはできない。「商品」説のいう「労働の生活手段性」は、実は個々の労働が交換(あるいは報酬獲得)の手段であるということであり、後者を前者に言いかえることによって何か商品性の「原因」「基礎」を証明したかのような外見をみせるけれども実は同義反復でしかない。そのときどきにおいて、生活手段たる労働が人間生活全体に対してもつ意味の全面的な解明は、直接的生産過程における人間諸関係、交換、分配等の分析を必要とし、前者によって後者が説明されるのではない。

28) 木原・長砂編、「現代社会主義経済論」1969、62ページ。

29) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, S. 599.

次に、労働の生活欲求化について考察しよう。それは、労働の内容と実行方法の魅力が増し、生産者がますますしばしば労働を彼の肉体的・精神的能力の自由な営み、その全面的発達の機会として享受することである。すなわち、「自由の国」の「必然性の国」への、自己目的的生活の外的目的に規制された生活への浸透である。従って当然、自由時間が万人の富として獲得されることが第1の前提である。

資本主義社会では「資本家が、労働者が形成した社会のための自由時間」「を収奪」³⁰⁾し、労働は売却された労働力の消費でしかないため、自由時間と労働時間は基本的には対立にとどまる。しかし直接的生産者が両時間をわがものにするなら、両者は対立にはとどまりえない。万人にとって労働時間の節約が自由時間の増大であり、自由時間で個人の全面的発展は最大の生産力として労働の生産力に反作用する。「それは直接的生産過程の立場からは固定資本の生産とみなしうる、この固定資本は人間自身である。」³¹⁾ それだけでなく、「自由時間は、もちろんその時間の占有者である別の主体に転化し、その場合彼はこの別の主体として直接的生産過程にも入っていく」³²⁾のであり、その意味では労働が「生長しつつある人間についてみれば訓練」としての、「生長した人間については実行、実験科学、物質的に創造的にかつ自己を対象化する科学」としての、また「両者にとって、農業におけるように、労働が実際の手作業と自由な運動とを必要とするかぎりでは同時に体育」³³⁾としての性格を強める。

しかし旧来の分業——分割された労働への人間の奴隸的従属が維持されたままであるなら、自由時間の主体が労働時間に浸透しえないことは明白である。他方、旧来の分業の革命は、資本主義においてすでに獲得されていた技術的基礎だけでなく、自由時間の万人による獲得と個人の全面的発展という主体的基礎を必要とする。自由時間の展開およびその労働時間への浸透と旧来の分業の

30) *Ebenda*, S. 527.

31) *Ebenda*, S. 599. 傍点——引用者。

32) *Ebenda*, S. 599.

33) *Ebenda*, S. 599 f.

革命は、相互に前提し結果しあう。この相互作用の進展は、「自由の国」の立場からみれば、労働の生活欲求化、「自由の国」の「必然性の国」への浸透である。

こうした事態を考察するにあたっては、次のような若干の点に留意されねばならない。第1に、このことによって労働の自然必然的性格、外的目的による規制が止揚されてしまうわけではなく、「労働は、フーリエののぞむように、遊びとはなりえない」³⁴⁾ということである。あくまで「この（本来の物質的生産の——引用者）領域では自由は、ただ、社会化された人間、結合した生産者たちが、盲目的な力によって支配されるように彼らと自然との物質代謝によって支配されることがなくなり、この物質代謝を合理的に規制し、彼らの共同的統制のもとにおき、最小の力の消費によって、彼らの人間性に最もふさわしく最も適合した諸条件のもとでこの物質代謝をおこなうということにのみありうる」³⁵⁾という意味で、従って全面的ではなく、外的な合目的性と自己目的とみなされる人間の力の発展との一致が可能になるということであって、「必然性の国」の枠内でのことである。第2に、自由時間の労働時間への浸透（労働の生活欲求化）は、「必然性の国」の内部問題としては、直接的生産過程の立場からは、直接には生産力の増大、一面では人間的固定資本の増大として、他面では分業形態の革命の主体的契機の形成としてとらえられねばならない。共産主義社会の初期の段階から高度の段階への発展にとって、この固定資本の獲得は決定的な重要性をもっている。第3に、労働の生活欲求化は、一定の生産様式を前提し、特殊歴史的な内容をふくんでいるけれども、生活手段性はそのものとしては社会＝経済的には内容がない。

III 還元および等価給付

直接に社会的な労働は、個別支出労働量の社会的必要労働量への還元あるいは

34) *Ebenda*, S. 599.

35) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, *MEW*, Bd. 25, S. 828.

は等価給付原則と両立しない、さらには直接に社会的な労働は分配の「自然化」を条件とする等々の主張がしばしばなされる。だが、マルクスやエンゲルスにおいてはそうでなかった。

「経済学批判要綱」の「時間紙券」を論評した項では、時間紙券発行銀行は「實際上生産の専制政府および分配の管理者であるか共同労働社会のために記帳や計算をする一部署にほかならないだろう」とした上で、この銀行の必然的な諸任務として「産業の平均的諸手段で商品（使用対象のこと——引用者）が生産されうる労働時間、商品がその間に生産されるべき時間を規定しなければなるまい。それでも不十分だろう。銀行は一定量の生産物がその間に生産されるべき時間を規定し、生産者を彼らの労働が等しく生産的であるような条件におかねばならない（従ってまた労働手段の分配を調整し序列をつけねばならない）のみではなく、種々の生産部門で用いられるべき労働時間数を規定しなければなるまい」等のことをあげた³⁶⁾。

「資本論」が、「資本主義的生産様式の止揚の後も、社会的生産が保持されるかぎり、価値規定は労働時間の規制や種々の生産グループの間への社会的総労働の配分、最後にこれに関する簿記がより重要になるという意味では広く持続する」³⁷⁾としていることは周知の通りである。「価値規定」は、マルクスが交換価値に隠されている価値を追跡した間に獲得した「価値のすべての本質的諸規定」であって、価値そのものではなく、もちろん交換価値でもなく、「ロビンソンと彼の自製の富をなしている諸物との間の関係」の中に含まれているもの、たとえば「種々の生産物の一定量が彼に平均的に費やさせる労働時間の一覧表」³⁸⁾である。

「反デューリング論」も、労働が直接に社会的なものになった場合でも「もちろん社会は各使用対象がその製造にどれだけの労働を要するかを知らねばならないだろう」が、「ある生産物にふくまれている社会的労働の量は迂回して

36) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, S. 73. 傍点——引用者。

37) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, MEW, Bd. 25, S. 859. 傍点——引用者。

38) *Ebenda*, Bd. I, MEW, Bd. 23, S. 91, 傍点——引用者。

はじめて確認される必要はない。日々の経験が平均してどれだけの量が必要かを直接に示す」³⁹⁾とした。

このように「自然化」が生じないのはもちろんのこと、還元も必要である。共産主義の非常に高度な段階でも、たえず革新される労働手段を当該部門のすべての生産施設に同時に供給することは不可能であり、交通がきわめて発達するとはいえ距離(運輸)がなくなるわけでもない。また個々人の才能の差異もあるし、すくなくとも生長しつつある人間と生長した人間とが存在するという意味で個々の働き手の熟練度・労働強度の差が存在する。還元そのものは歴史貫通的な必要であり、還元の様式が生産と交換の様式に規定されるのであり、「商品生産の特質をなすのはそうした『還元』一般ではなく、市場での競争を通じて、事後的、自然発生的に行なわれる『還元』であ」⁴⁰⁾る。

なお、還元に関連して、次のようなこともいわれる。S. ベトゥレイムは「社会的に必要な労働時間は直接的にはまだ完全に測定可能ではない」⁴¹⁾ことを商品性の原因とし、同じようなことを長砂氏は商品性の表象とされる⁴²⁾。労働時間の正確な「直接的」算出は、マルクスも「金や銀の純分や重量の証明ほどに容易ではない」⁴³⁾と言うように、複雑であり困難であるが、それは技術的な問題であり、複雑さゆえに商品になるわけではない。商品生産に特有なことは、価値規定を知り、社会的必要労働時間を算出できたとしても(実際、商品生産においても部分的かつ特有の限界内ではだが、「直接的」測定の試みはありうる)、「偶然的なもの」にすぎない交換価値に支配されざるをえないということである。

特に問題になるのは等価給付原則である。多くの場合、還元と等価給付とは両者のかかわりが明確にされないままに提起されるけれども、前者と異なり後者は必ずしも歴史貫通的な存在ではなく、高度共産主義社会には存在しないだ

39) F. Engels, *Anti Dühring*, MEW, Bd. 20, S. 288, 傍点——引用者。

40) 木原・長砂編, 前掲書, 218-19ページ。

41) S. ベトゥレイム, 「経済開発と計画」衛津和郎訳, 1969, 30ページ, 傍点——原文。

42) 長砂實, 「社会主義的商品生産」および「社会主義的価値法則」の二重性について, 「関西大商学論集」第13巻第1号, 33-4ページ。

43) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, S. 71.

ろう。とはいっても、ある企業の他の企業あるいは消費者への給付に対して等価の反対給付をするということ自体は、商品生産に特有な事態ではない。商品生産は、等価性の前提たる価値規定が『『直接には』妥当しない』⁴⁴⁾で、事後的・平均的な「等価」給付でしかないことに特徴がある。

マルクスは、非商品生産であっても一定の条件のもとでは、等価給付原則が直接的な妥当性をもって存在することを予測していた。すなわち、「資本論」や「ゴータ綱領批判」における個人的消費物質の分配についての叙述⁴⁵⁾がそうである。「ゴータ綱領批判」は直接には個人的消費物資の分配について、非商品生産であるにもかかわらず、「商品交換が等価交換であるかぎり、この交換を規制するのと同じ原則が支配している。内容も形式も変化している。なぜなら云々」ということを述べているのであるが、その説明にあたっては「生産者の権利は生産者の労働給付に比例する」というより全般的な表現がなされている。商品交換とは内容も形式も変化した等価給付原則——価値規定が単に「利用」されるだけでなく、人間関係がそれによるある種の支配をうけること——は、共産主義社会の一定の発展段階においては個々の働き手の間(個人的消費)だけではなく、各経営の間(生産的消費)にも妥当する(妥当されるべき)ことがありうると理解すべきであろう。それによって、「消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない」⁴⁶⁾というマルクスの一貫した主張がつかぬかれうるし、またラッサールの分配論批判という「ゴータ綱領批判」の叙述目的による制約が考慮されねばならないからである。

等価給付論的「商品」説の一変種に、個人的消費手段の労働給付に応じた分配の原則の存在によって商品性を説明する議論もある。これは、消費手段の分配から生産を説明する転倒した立論であるとともに、非商品生産と等価給付原則の両立性についてのマルクスのはっきりした見解とは異なるものである。

44) K. Marx, Brief an Engels vom 8. Januar 1868, MEW, Bd. 32, S. 12.

45) MEW, Bd. 23, S. 93 und Bd. 19, S. 20.

46) K. Marx, Kritik des Gothaer Programms, MEW, Bd. 19, S. 22.

IV 実現問題と生産—消費

還元の必要は、個別支出労働量がそのまま社会的必要ではないことを意味するという主張については前節で見たが、さらに、社会主義段階ではある生産物が使用価値的に、従ってまた「価値」的にも、社会的必要であるかどうかは市場における事後的な承認を必要とするのだから「商品」だという主張もなされる。その際、多くの論者は、生産物の社会的有用性は計画化によって先取りに承認されているのだけれども、それは完全でなく市場においての事後的な承認が補足的に必要だという主張である⁴⁷⁾が、一部の論者は實際上、市場における事後的承認が主要な側面であると主張している⁴⁸⁾。

この議論には、生産と消費との間の一般的関係と商品生産における実現問題との同一視、また非商品性(直接に社会的な諸関係=社会的生産の計画性)と実際の計画化との同一視がある。

マルクスは、生産と消費の関係について一般に次のように述べている⁴⁹⁾。生産と消費は、一面では相互に一致する直接的統一である。つまり生産は直接に消費であり、消費は直接に生産であるが、他面では、生産は生産者を物にし、消費は物を人間にするのであって、両者は本質的にちがっており、両者の直接的統一は両者の直接的二元性を存続させる。だが同時に、1つの媒介運動が存在する。生産は消費のための手段であり、消費は生産のための目的である。従って、両者は相互に依存関係をもつのであるが、それでもなおたがいに外的なものにとどまっている。両者は、相互依存性だけではなく、おのおのがみずからをなしとげることによって他のものをつくりだすという関係にある。すなわち、生産は、1) 消費の材料をつくりだすことによって、2) 消費の様式を規定することによって、3) まず生産によって消費の対象として指定された生産物

47) 参照: 長砂寅, 前掲論文, 33ページ; *Protokoll des VII. Parteitages der SED*, Bd. I, S. 155; G. Ebert u. a., *Ökonomische Gesetze im gesellschaftlichen System des Sozialismus*, 1969, S. 163 f. 等々。

48) たとえばシクの議論。前掲参照。

49) Vgl.: K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, S. 12 ff.

を消費者のほうでの欲望としてうみだす、つまり対象のために主体を生産することによって、消費を生産する。消費は、生産の衝動を創造し、また生産を完成する、つまり生産物は消費によってはじめて現実の生産物となる。衣服は着るという行為によってはじめて現実的衣服となる。この相互関係は「経済学ではしばしば、需要と供給との関係、対象と欲望との関係、社会によって創造される欲望と自然的欲望との関係の形で説明されている。」

社会主義社会はもちろんのこと、共産主義社会の高度の段階においても、生産と消費が単なる直接的統一、あるいは単なる区別になることはありえない。いかなる社会構成においても、商品的「市場」があってもなくても、生産と消費は一連の過程をなすが、独自のものとして相互に規定・創造しあうのであり、しかも両者の「同一性」そのものの中に両者の乖離の形式的可能性がふくまれているといえる。ただ、両者の乖離がどのように起り、どのように克服されるかについては、たとえば資本主義社会と共産主義社会とは根本的に異なり、生産様式によって規定されるのである。だから、一定の生産物が過剰となり、実現、完成されないという現象が生じたとしても、そのもつ社会・経済的な意味は諸要因の全面的な考察によって明らかにされるのであって、ただちに商品性に結びつけるわけにはいかない。

たとえば、マルクスによれば、固定資本と流動資本との生産における不均衡は観念的な正常な生産を前提する場合にも生じうるし、また生ぜざるをえない。彼は、この不均衡は、資本主義社会の中では1つの無政府的な要素であり恐慌となるものであるけれども、再生産の資本主義的形態が廃止されてしまうならば、社会はこの不均衡を「継続的な相対的過剰生産、すなわち一方では直接に必要なよりも多く生産されるある一定量の固定資本、他方では、そして特に、直接の年々の必要をこえる原料などの在庫(このことは生活手段についてはまったく特別にそうだ)」によって解決する以外にはないのであり、この種の過剰生産は無政府性の表現ではなく、「社会がそれ自身の再生産の対象的手段をコントロールすることと同じである」と考えた⁵⁰⁾(このことは相対的過剰が結果的に

は足りなくて過少という事態も生じうることを含んでいるだろう)。

再生産の共産主義的形態はたえざる相対的過剰生産を必要とする。さまざまな予備の必要がそれを要求するのであり、一定量の生産物が実現、完成されないということは当然生じうるが、それは商品生産の無政府性の要素ではない。

それだけではない。生産は自己完結ではなく消費(生産的であれ個人的であれ)との間に相互に規定しあい創造しあう複雑な関係をもっているために、生産にあたっては確率でしかない消費予測をも前提せざるをえない。さらに人為的には克服しがたい(予測しがたい)偶然の変調も不可避である。そのため、そもそも生産計画自体が「手持ちの諸手段および諸力に応じて」だけでなく「部分的には確率論によって」⁵⁰⁾しか立案されえない。

こうした諸事情は直接に社会的な生産の形態のもとでも避けることができないものであり、共産主義社会内の生産者たちの歴史的発展度や計画化技術・予測技術の発展その他の要因も加わって、過剰あるいは過少が生じうる。直接に社会的な生産の形態においては、過剰であれ過少であれ、社会による意識的コントロールの内容あるいは結果(失敗も含めて)である。商品生産においては、過剰と過少が常態であり、無政府性の内容あるいは結果なのである。

V 「商品」と商品

社会主義的「商品」説の多くは、一方で直接に社会的な労働を過大に具体的な規定とみなすことによってそれをしりぞけ、他方で、すでに非商品説によって指摘されているように商品概念を矮小化することによって「商品」性を言う。後者について簡単にふれよう。

多くの「商品」説は価値法則の計画的「利用」という神業を幻想する。何故それが可能になるかといえば、商品概念を価値規定と等価交換に矮小化するからである。商品は、現象形態ときりはなされた使用価値と価値であり、価値は

50) K. Marx, Das Kapital, Bd. II, MEW, Bd. 24, S. 465.

51) K. Marx, Kritik des Gothaer Programms, MEW, Bd. 19, S. 19.

抽象の人間労働の結晶，社会的に必要な労働量である，という本質規定によってのみ理解されているといえる。

確かにマルクスは「この章（資本論第1巻第1章——引用者）のはじめでは世間なみに商品の使用価値と交換価値であると言ったが，誤りだった。商品は使用価値」「と『価値』である」⁵²⁾と述べている。しかしそこには，「商品は孤立的に考えれば決してこの形態（交換価値——引用者）をもたず，つねにただ第2の異種の商品への価値関係または交換関係においてのみこの形態をもつ」⁵³⁾というただし書きがある。商品を孤立的に考察することは，交換価値の必然性を明らかにする鍵として必要な抽象であるが，商品が商品たらんとすれば孤立的にではなく交換のために存在せねばならず，あるがままの姿としては交換価値である。商品関係の計画的利用は，交換価値のそれであり，これは投機以上のものではありえないだろう。

「商品」説の商品は，孤立的に考えられたままの商品でしかなく，価値が「価値規定の内容」⁵⁴⁾に溶解されて交換価値と切断され，物神性が消えた「商品」，つまり非商品である。本来の商品は交換価値でなければならず，商品交換には価値規定が直接には妥当しない。

む す び

本稿では紙数の都合上，諸労働の異質性や経済学体系論等に言及できなかった。次稿または別の機会にふれる。「商品」説には，マルクスやエンゲルスの古典的命題をうちくたく，あるいは修正する必要を説得しきりだけの強靱性は感じられない。あくまで，古典的命題の正確な理解とその直線的延長線の上で理論的深化をはかるべきだろう。

52) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, MEW, Bd. 23, S. 75.

53) *Ebenda*.

54) *Ebenda*, S. 85.